

令和8年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年4月22日（水）9時53分から10時33分
2. 場 所 大豊町役場 第3会議室
3. 出席委員（10人）

会長	8番	小川	進
委員	1番	小松	真嗣
	2番	秋山	譲二
	3番	酒井	笑子
	4番	原	亜由美
	5番	小笠原	章仁
	6番	北村	栄治
	7番	上池	如夫
	9番	宮川	利重
	10番	三谷	晴喜

欠席委員

4. 会議日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 議案第7号 非農地申請について
 - 第3 議案第8号 農地法第3条による許可申請について
 - 第4 議案第9号 農地法第3条による許可申請について
 - 第5 農地利用の最適化の推進について
 - 第6 その他
5. 会議に出席したもの

事務局長	石川	裕之
事務局書記	小森	紳
産業建設課	宮崎	滉大

6. 会 議 〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和8年第4回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、6番北村栄治委員、7番上池如夫委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第7号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第7号については、昨年11月26日総会にて非農地による農業振興整備計画除外手続きのあった農地です。今回、計画除外手続き終了につき非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■番地の1筆で、台帳地目は田、現況地目は原野となっております。こちらについて、4月9日に担当委員の原委員と事務局石川、小森が現地確認を行いました。申請地は7ページ写真のとおりとなっております。また、参考に8ページから11ページは除外申請時の資料を添付しておりますが、今後の耕作予定等もなく、非農地とすることもやむを得ない事案かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第7号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4番原亜由美です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第7号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

それでは日程第3議案第8号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料12ページ目をご覧ください。本議案は利用権設定期間の終了に伴い貸出人■■■■氏から借受人■■■■氏への賃貸借にて、農地法第3条の許可申請となった案件です。申請地は、大豊町■■■■の1筆となっております。資料の22

ページをご覧ください。申請地の登記地目は山林、面積は6,380㎡と広大であり、一部登記のとおり山林部分が含まれていると存じます。そのため、申請書等には実際に耕作を行う農地2か所の面積をそれぞれ記載しています。

本来であれば、分筆を行い農地部分だけの申請を行うことが望ましいです。

しかし、測量や分筆の手続きに時間と費用が掛かり申請者の負担が大きくなります。

一方、農地以外に農地法の許可を行ってはいけないという法的な根拠は無いため今回このような形で申請を受付しております。

申請地の場所。状況は26ページから30ページのとおりです。

令和8年4月9日に借受人の立会いのもと原委員と事務局石川、小森が現地を確認しています。

お手元の資料21ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、20ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、20ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は貸し手の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の16ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては4月9日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また今回、賃貸借の手続きについて農地法3条の許可申請となっており、本来であれば農地中間管理事業を通じた賃貸借契約が望ましいです。しかし、手続き内容や期間、必要書類の準備について事務局が説明を行った際、3条の許可申請を両者が希望したため中間管理事業ではなく農地法による申請を受け付けています。

農地法による申請と、農地中間管理事業による賃貸借の違いについては双方に説明済みであり、特に貸出人の■■■■氏は90歳と年齢も高齢であったため、親族である娘さんのほうにも事情や内容の説明を行い、ご理解いただいたうえでの申請受理となっています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第8号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原委員〕

登記地目は山林ということであるが畑にすることは構わないのか。

〔事務局〕

過去利用権設定の際においても登記地目は山林であったと思われるが、設定後登記地目を所有者が変更していないため、このような形となっている。

ただし、農地法としてはあくまで現況主義での考えとなるため、現況が畑である部分については農地法の対象の対象（3条手続きが可能）であると判断しています。

〔小笠原委員〕

ということであれば、山林を農地化することは何ら問題ないということか。

〔事務局〕

林業分野にて何等かの規定がある可能性はあるが、利用権設定の際においても登記地目は山林であったと考えられ、規定についての確認はしていないが、少なくとも条件をクリアしたうえでの利用権設定であったと考えられるため、今回の3条の受付けにおいてもその前提で対応している。

本来であれば、測量を行い文筆したうえでの申請を行うことが望ましいです。

そのため、改めて所有者に対しては文筆についての連絡は行いたいと思います。

〔上池委員〕

現在までは山林であったとの認識でよいのか。

〔事務局〕

あくまで登記上は山林、農家台帳の現況としては畑となっています。

〔上池委員〕

以前からハウスがあったことは知っているが、今日までは山林であったという認識でよいのか。

〔事務局〕

農家台帳上は、耕作部分についてを畑として入力しているため、あくまでも今回の件については畑として対応しているということになります。

〔秋山委員〕

地籍調査は終了しているのか。

〔事務局〕

地籍調査は終了していない場所になります。そのため、今後地籍調査の結果により山林と畑が整理されることも考えられるし、所有者が先に手続きを行えばそのタイミングで整理されることとなります。

〔上池委員〕

所有者により地目変更は完了しているものと思っていた。今後不都合が発生することも考えられるため、整理をしておいてもらった方がよいと思う。

〔小笠原委員〕

今回、本議案を許可するということはこれを認めたということになるが、事務局が把握しているということであれば良いです。

〔事務局〕

許可通知を出す際は現状が山林であることの通知も含めて連絡をさせていただきます。

〔議長〕

他にないようですので、採決いたします。議案第8号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4議案第9号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料 30 ページ目をご覧ください。農地法第 3 条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■番および■■■■番の 2 筆となっており、登記地目、現況地目ともに田、面積は合計 184 m²となっています。

申請地の場所。状況は 43 ページから 46 ページのとおりです。

令和 8 年 4 月 8 日に譲受人の立会いのもと原委員と事務局石川、小森が現地を確認しています。

お手元の資料 38 ページの農地法第 3 条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず 1 号の全部効率要件についてですが、36 ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2 号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また 3 号の信託についても、信託でないのので該当ありません。

4 号の農作業常時従事要件におきましても、35 ページの耕作計画書でも確認できるとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5 号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6 号の地域調和要件ですが、申請書の 35 ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては 4 月 8 日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第 9 号について、担当委員の説明を求めます。4 番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4 番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第 3 条 2 項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第 28 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第9号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第5農地利用の最適化の推進についてに移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

はい、資料は47ページから「令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。この資料に関しては令和7年度実績部分についての説明とさせていただきます。1ページ目の裏をご覧ください。Ⅱ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標は現状管内面積255ha、これまでの集積面積39.5ha、集積率15%、課題は農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が農地の確保有効利用を図る上での課題となっている。としており、②の目標については農地の集積の目標年度はR13年度、今年度の新規集積面積1.2ha、今年度末の集積面積、集積率58%、農地面積255ha、今年度末の集積率16%です。③の実績については今年度の新規集積面積2ha、今年度末の集積面積42ha、目標に対する達成状況104%、農地面積256ha、今年度末の集積率16.7%となっています。こちらについては、これまでの利用権設定等による集積状況の整理により、目標地は達成できていますが、以前として農地中間管理事業の手続きの煩雑さや、高齢化等にて集積面積の減少は避けられない状況となっています。そのため、今後も新規就農者の参入や農地の集積を促進していく必要がある状況となっています。(2)遊休農地の発生防止。解消については現状1号遊休農地面積1.27ha、うち緑区分の遊休農地面積0ha、うち黄区分の遊休農地面積1.27haです。②既存の遊休農地の解消は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積0haとなっています。令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地0.27ha、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は策定予定です。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積0haです。49ページ③の実績については今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積-0.02haとなっており、令和7年度の農地パトロールにて内在的に存在していた部分として遊休農地の発生が分かったものです。

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については、例年策定はできていませんでしたが、農地パトロールによる遊休農地の発生確認から、対応までのフローについて一部整理を行っています。

その他の農地の利用状況調査について、実施時期が8月、調査結果取りまとめ時期9月、1号遊休農地の面積1.27ha、うち緑区分の遊休農地-0.02ha、うち黄区分の遊休農地1.27ha、農地の利用意向調査の調査実施時期4月～12月、調査結果取りまとめ時期1月となっています。農業委員会の点検結果は、遊休農地の解消は、高齢化により困難な状況です。解消のためには担い手への農地の集積や耕作を予定しない農地の非農地判断により推進していく必要があります。

また利用意向調査による農地の貸付の希望を実現させるためにも、借り受けの情報提供を行っていく必要があります。

新規参入促進の現状及び課題の現状については、令和2年度新規参入者1経営体、0.55ha、令和3年度新規参入者以降は0経営体、0haとなっております。課題は農業従事者の減少。高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分業等が農地の確保。有効利用を図る上での課題となっている。作業効率の良好な農地を選定し利用集積を図る必要があります。②の目標については権利移動面積令和2年度8ha、令和3年度5.6ha、令和4年度8.0ha、平均6.1haとなっております。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積0haとなっております。

実績については0haです。農業委員会の点検結果は新規参入者促進のためにも今後は公表を検討する。最適化活動の活動強化月間の設定目標は設定回数3回、取組時期は10月では取組項目②で、内容については推進委員等による担当区域ごとの農地の状況把握(聞き取り・パトロール等)になっています。2月は取組項目①及び③、内容は集落協定代表との意見交換会の実施、3月は取組項目①、②、③として区長、協議会との意見交換会の実施としています。実績については設定回数3回、取組時期は10月で取組項目は②、内容としましては推進委員等による農地パトロール、6月から8月でのちいき計画での座談会を、2月、3月の取組も位置づけ実施済となっております。

次に51ページ新規参入相談会への参加については、目標が参加回数1回、開催時期は9~10月、相談会名がれいほく移住相談会、開催場所は嶺北地域となっております。実績は2回となっており、大阪および高知市で行われた新規就農相談フェアに事務局が参加したものを記載しています。目標の達成状況の標語は、農業委員については目標に対して期待どおりの成果が得られた、最適化推進委員は目標に対して期待をやや下回る結果となりました。「令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の説明は以上となります。

引き続き、令和8年度最適化活動の目標の設定について説明いたします。

資料は52ページをご覧ください。

農業委員会の状況1については農水省が発出する統計情報等に基づき更新をしていますのでまたご確認ください。次にⅡ最適化活動の目標の1,最適化活動の成果目標については、管内の農地面積が直近で発表された農水省統計情報に合わせ256haへ変更となっております。これまでの集積面積、集積率につきましては昨年度実績に沿って計上しています。現状課題についてはお示ししているとおりです。

次に農地の集積目標については、県が示す集積目標率が58%であるため、達成させるための逆算による計上として農地面積が256haに対し、今年度の新規集積面積が15.3haの設定となっております。

次に遊休農地については昨年とほぼ同様の数値となっておりますが緑区分遊休農地の解消が数値として計上になっています。次に新規参入の促進についてですが、令和5年度以降新規参入者がいないという状況になっています。

次の権利移動面積ですが、直近3年間の数字をお示ししております。

次は、最適化活動の活動目標についてです。推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、昨年と同様です。

次に活動強化月間の設定目標ですが、3つの取り組みを設定しなければならないこととなっております。令和8年度は4~6月の期間内にて農地交換に関する協議を、7~8月に農地パトロールの実施、7~9月にかけてちいき計画座談会の実施を各取組項目として位置づけ実施を予定しています。最後に新規参入相談会への参加目標ですがミ参加場所を現在の実施内容に合わせ、昨年度目標と同様の回数を見込んでおり

ます。
以上で説明を終わります。

〔議長〕

それではこれより質疑に入ります。ただいま説明のありました事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

ないようなので実績、目標について設定、公表してよろしいか採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

原案のとおり許可することといたします。
次に、日程第6その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局が説明します〕

農地交換会について

次回5月総会の日程については、5月27日（水）10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和8年第4回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 6番 _____

署名委員 7番 _____

